

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
要綱

第一 題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」に改めること。

（題名関係）

第二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、エアコンディショナー、硬質ポリウレタンフォーム用原液及び専ら噴射剤のみを充填した噴霧器とすること。

（第一条関係）

第三 法第十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とすること。 （第二条関係）

第四 法第十三条第二項及び法第十五条第二項において準用する法第十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とすること。

（第三条関係）

第五 その他所用の規定の整備を行うこと。

第六 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行すること。

（附則第一項）